

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年10月10日に実施した環境経済局経済部産業振興課及び津久井町商工会に係る財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成20年3月27日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 山 岸 一 雄

同 折 笠 峰 夫

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

( 1 ) 通知があった日

平成 2 0 年 3 月 2 1 日

( 2 ) 市長が講じた措置の内容 ( 全文 )

津久井町商工会の「つくい逸店づくり事業」の事業報告において、ご指摘いただきました事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。

ア 事業収支額が合算表示となっていたため、「つくい逸店づくり事業」を構成する各事業の個別収支額や実績が不明であったことにつきましては、平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日付けの平成 1 9 年度補助金変更申請から、各事業の補助率や補助金充当額等を記載した積算根拠資料の添付を義務付けたことにより、事業ごとの収支額が明確となりました。また、事業ごとの実績把握もできることとなりました。

イ 収支予算に未計上の県補助金が交付されたことに伴う、市補助金に係る事業変更がなされていなかったこと等につきましては、平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日開催の津久井地域商工会協議会経営指導員会議等を通じ、津久井町商工会を含む旧津久井 4 町の商工会に対して、補助金変更手続き等を含む市の補助金制度全般に関する説明・指導を行うとともに、産業振興課においても同月 2 3 日の課内会議で、複数職員により検査・検収を行うことなど、補助金交付に係る審査・確認事項の徹底を図りました。

ウ 過大交付となっていた 2 4 , 8 2 3 円につきましては、平成 1 9 年 1 1 月 1 9 日付けの実績報告書の訂正申出に基づき、同年 1 2 月 2 5 日に返金されました。

今後、補助金の交付事務に当たっては、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則等に基づき、適正な事務執行を行います。

( 参考 )

財政援助団体等監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成19年10月10日

## 2 監査の結果

環境経済局経済部産業振興課が行った津久井町商工会に対する財政援助（補助金）に係る財務に関する事務及び津久井町商工会が行った市からの財政援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行については、おおむね良好と認められた。

ただし、環境経済局経済部産業振興課については、財政援助（補助金）に係る財務に関する事務において、平成18年度の補助対象事業である「つくい逸店づくり事業」事業報告で次のような不適切な事例が見られた。

（1）つくい逸店づくり事業は、補助率や補助限度額の異なる3つの事業（事業評価、消費者周知事業、イベント事業）から構成されているが、報告書では合算した収支として記載され、事業ごとの事業実績が不明となっている。

（2）当初予算にはない県補助金の交付があつたにもかかわらず、市補助金に係る事業変更も行われないうまま、予算額を超えた事業実績として報告されており、県補助金が交付されたことによる市補助金への影響も検証されていない。

また、イベントを開催するに当たり、当初の予定にはない出展料を徴しているが、実績報告においては、その収入と収入に対応する支出も報告されていない。

（3）事業実績と事業ごとの補助基準を比較すると、交付された補助金総額が補助基準を24,823円上回っている。

これらのことは、津久井町商工会への補助金交付が、旧津久井町との合併に伴い平成18年度から開始されたものではあるが、補助金に係る手続き等についての事前指導や事業終了後に提出された報告書についての検査・検収が十分に行われていなかったことを示している。

補助対象経費の内訳や補助金の使途の明示、事業変更がある場合の補助金の変更申請及び収支決算における実績額の内訳が補助対象事業ごとに明示されていることは、補助金交付事務の基本である。

補助金の交付事務に当たっては、津久井町商工会に対する補助金に係る事務の適切な指導とともに、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号)等の関連規定に基づき、適正な事務の執行に努められたい。